

令和8年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
石岡台地地区測量等その7業務

特 別 仕 様 書 （当初）

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容										
第 1 章 総 則 (適用範囲)											
第 1-1 条	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業石岡台地地区測量等その 7 業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、本業務のうち用地測量業務においては、「用地調査等業務共通仕様書」（以下「用地共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書及び用地共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。										
(目的)											
第 1-2 条	本業務は、昭和 46 年～平成元年に国営石岡台地総合かんがい排水事業により造成された施設の地上、管内部の路線測量等及び権利設定のための用地測量を行うものである。										
(場所)											
第 1-3 条	本業務において対象とする施設の場所は、茨城県石岡市で、別添位置図に示すとおりである。										
(業務概要)											
第 1-4 条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第 3 章に示すものとする。 1. 測量 <table> <tr> <td>千代田幹線用水路測量</td><td>L=3. 23km</td></tr> <tr> <td>岩間幹線用水路測量</td><td>L=0. 1km</td></tr> <tr> <td>3 級水準測量（地表部）</td><td>L=3. 5km</td></tr> <tr> <td>3 級基準点測量（地表部）</td><td>15 点</td></tr> </table> 2. 用地測量 <table> <tr> <td>石岡市山崎地内</td><td>0. 72ha</td></tr> </table>	千代田幹線用水路測量	L=3. 23km	岩間幹線用水路測量	L=0. 1km	3 級水準測量（地表部）	L=3. 5km	3 級基準点測量（地表部）	15 点	石岡市山崎地内	0. 72ha
千代田幹線用水路測量	L=3. 23km										
岩間幹線用水路測量	L=0. 1km										
3 級水準測量（地表部）	L=3. 5km										
3 級基準点測量（地表部）	15 点										
石岡市山崎地内	0. 72ha										
(土地の立入り等)											
第 1-5 条	業務実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 16 条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。										
(班編成)											
第 1-6 条	本業務は測量においては 2 班以上、用地測量においては 1 班以上、合計 3 班以上の編成により行うものとする。										
(一般事項)											
第 1-7 条	業務請負契約書、共通仕様書及び用地共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。										

項 目	内 容								
(配置技術者の確認) 第 1-8 条	(1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 測量予定線、測量作業規程第 24 条（基準点測量、作業計画）、第 51 条（水準測量、作業計画）については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。 (3) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (4) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかにこれに応じるものとする。 共通仕様書第 11 条及び用地共通仕様書第 42 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書及び作業計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書及び変更作業計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書及び作業計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。								
(保険加入) 第 1-9 条	受注者は、共通仕様書第 38 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書及び作業計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。								
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2-1 条	基本条件は、次のとおりである。 1. 測量 本測量作業の基準となる既知点は、次表及び別添図面に示すとおりである。 <table><tr><td></td><td>既設の基準点・水準点名</td><td>標高（EL）</td><td>備考</td></tr><tr><td>(1)</td><td>1 級水準点 No. 61</td><td>19.031m</td><td></td></tr></table>		既設の基準点・水準点名	標高（EL）	備考	(1)	1 級水準点 No. 61	19.031m	
	既設の基準点・水準点名	標高（EL）	備考						
(1)	1 級水準点 No. 61	19.031m							

項 目	内 容			
(対象施設) 第 2-2 条 (貸与資料) 第 2-3 条				
		既設の基準点・水準点名	標高 (EL)	備考
	(2)	R7KBM. 22	28. 368m	
	(3)	電子基準点水戸	—	
	(4)	電子基準点八郷	—	
	(5)	電子基準点石岡	—	
	(6)	電子基準点出島	—	
	2. 用地測量			
	(1) 測量の基準は、平面直角座標系による。			
	(2) 測量及び面積測定の精度区分は、甲三以上とする。			
	(3) 縮尺は、1/500 とする。			
	3. 共通事項			
	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。			
	(1) 千代田幹線用水路及び岩間幹線用水路は、石岡台地土地改良区が管理している。			
	(2) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないように留意しなければならない。			
	(3) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。			
	(4) 現地調査の実施時期は、施設内への立ち入り日程等、詳細について監督職員と打合せ後、実施するものとする。			
	本業務の対象施設は、千代田幹線用水路及び岩間幹線用水路とする。			
	貸与資料は次のとおりである。			
	貸 与 資 料			数量
	前歴事業平面縦断図			1 式
	令和元年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 石岡台地地区基礎調査業務成果			1 式

（貸与資料の取扱い）

第 2-4 条

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3-1 条

内

容

貸 与 資 料	数 量
令和 7 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 石岡台地地区測量その 6 業務成果	1 式
その他必要な資料	1 式

第 2-3 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

（1）貸与資料は原則として複写転載を禁ずると共に、その取扱いは十分留意しなければならない。

（2）貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。

（3）使用する図書及び貸与資料の記載事項で、相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

（4）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

1. 測量

作 業 項 目	数 量	備 考
1) 作業計画	1 業務	
2) 現地踏査	3. 25km	平地、耕地
3) 中心線測量（地表部）	3. 33km	平地、耕地 測点間隔 100m 単曲線区分 0
4) 中心線測量（管内部）	3. 07km	測点間隔 100m 単曲線区分 0
5) 縦断測量（地表部）	3. 33km	平地、耕地
6) 縦断測量（管内部）	3. 07km	
7) 仮 BM 設置測量	3. 25km	平地、耕地 道路上
8) 3 級水準測量（レベル等による）	3. 5km	平地、耕地 道路上

項 目	内 容		
(作業の留意点) 第 3-2 条			
	作 業 項 目	数 量	備 考
	9) 3 級基準点測量 (地表部)	15 点	200m 間隔 平地、耕地 (成果検定含む)
	10) 3 級基準点測量 (管内部)	7 点	空気弁等の位置
	11) 4 級基準点測量 (地表部)	49 点	50m 間隔 平地、耕地
	12) 4 級基準点測量 (管内部)	119 点	25m 間隔
	13) 空気弁等取外し	6 箇所	
	14) 空気弁等復旧	6 箇所	
	2. 用地測量		
	作 業 項 目	数 量	備 考
	1) 作業計画	1 業務	
	2) 現地踏査	1 業務	耕地
	3) 公共用地管理者との打合せ	1 業務	
	4) 依頼書の作成	0.260km	
	5) 協議書の作成	0.260km	
	6) 境界の確認	0.720ha	耕地
	7) 土地境界確認書の作成	0.720ha	耕地
	8) 境界測量	0.720ha	耕地
	9) 用地境界仮杭の設置	0.030ha	耕地
	10) 境界点間測量	0.720ha	耕地
	11) 面積計算	0.720ha	耕地
	12) 用地実測図の作成	0.720ha	縮尺 1/500
	13) 用地平面図等の作成	0.720ha	縮尺 1/500
	14) 区分地上権設定範囲図の作成	14 枚	
	15) 地積測量図 (案) 等の作成	0.720ha	耕地
	16) 不動産調査報告書 (案) の作成	5 筆	耕地
	17) 立会謝金	5 人	
	業務の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。 1. 測量 (1) 中心線測量		

項 目	内 容
	① 中心杭の間隔は、原則として 100m 間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。 ② 杭打ちが不可能な箇所では、固定物に打鉋等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。 ③ 管内部測量については、取水期間（～8 月 31 日）以降に行うものとする。 （2）縦断測量 縦断平面図の縮尺は、縦 S=1/200、横 S=1/500 とする。 （3）仮 BM 設置測量 仮 BM の設置は、監督職員の承諾を得るものとする。 （4）空気弁等取外し及び空気弁等復旧 空気弁等取外し及び空気弁等復旧については、施設の管理者（石岡台地土地改良区）の指導、助言を受けること。 （5）測量成果の検定 本測量成果の検定については、測量作業規程第 1 4 条を適用する。 2. 用地測量 （1）公共用地管理者との打合せ 公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。 （2）依頼書の作成 公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。 （3）協議書の作成 境界確定作業完了後において境界確定図に押印を求めるときの必要書類を作成する。 （4）境界の確認 ① 立会い通知は、立会日の 10 日前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。 ② 杭の規格は 4.5 cm×4.5 cm×45 cm とする。 ③ 境界確認に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。立会人の日当は 8,000 円／人とし、人数は 5 人とする。 （5）用地境界仮杭の設置

項 目	内 容
(管理技術者) 第3-3条	① 平面縦断面図に基づき区分地上権設定する用地について、用地境界仮杭を設置する。 ② 杭の規格は6.0 cm×6.0 cm×60 cmとする。 ③ 区分地上権設定用地の杭は黄色のペイントで着色する。 (6) 面積計算 区分地上権を設定する用地について面積計算を行うものとする。また、区分地上権設定に係る残地についても面積計算を行う。 (7) 用地実測図の作成 図面の用紙はポリエステルフィルム #300 又はこれと同等以上のものとし、規格はA 1 型とする。 (8) 用地平面図等の作成 ① 用地実測図を基に、区分地上権設定図及び境界点番号図を作成する。 ② 上記①で作成した図面に面積計算の結果を求積表として記載する。 (9) 区分地上権設定範囲図の作成 図面の用紙はポリエステルフィルム #300 又はこれと同等以上のものとし、規格はA 1 型とする。 (10) 地積測量図（案）等の作成 地積測量図（案）及び土地所在図（案）の作成は、不動産登記規則（平成 17 年 2 月 18 日法務省令第 18）第 73 条から第 78 条及び不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日法務省民二第 456 号法務省民事局長通達）第 50 条から第 51 条までの規定による。 (11) 不動産調査報告書（案）の作成 不動産登記規則（平成 17 年 2 月 18 日法務省令第 18）第 93 条ただし書きに規定する不動産の調査に関する報告書を作成する。なお、報告書の作成には調査素図の作成及び境界標識等の画像情報の整備も含む。 (1) 管理技術者は、共通仕様書第 7 条 3 項によるものとする。 (2) 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際し

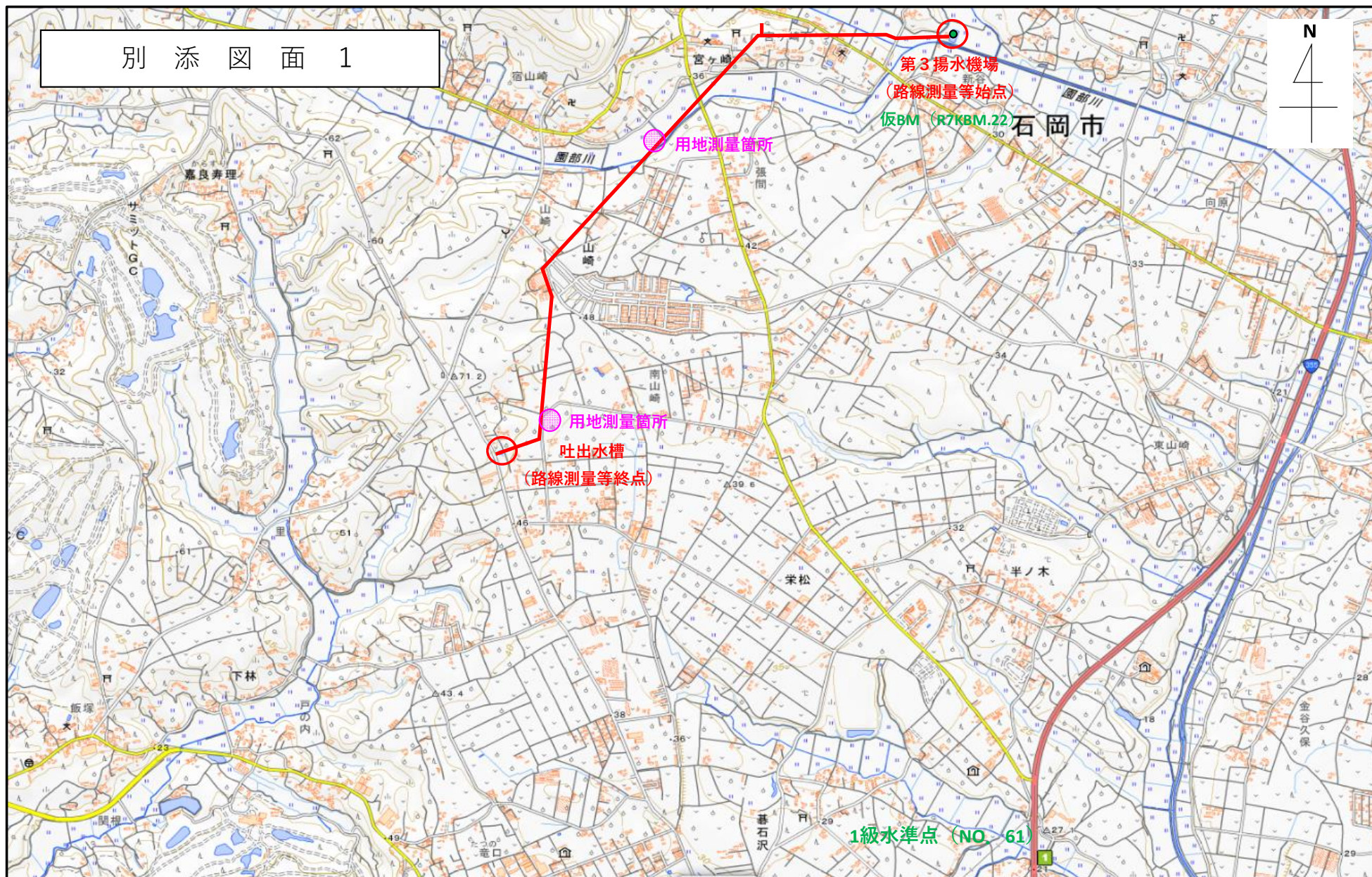
項 目	内 容
(照査技術者) 第 3-4 条	て現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者は現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。 (1) 用地測量においては、照査技術者を定めるものとする。 (2) 照査技術者は、用地共通仕様書第 9 条 2 項によるものとする。
(担当技術者) 第 3-5 条	担当技術者及び業務従事者は、共通仕様書第 8 条及び用地共通仕様書第 10 条によるものとする。
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	共通仕様書第 10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手前の段階 第 2 回 中間打合せ（測量） 第 3 回 中間打合せ（用地測量） 最終回 報告書原稿作成段階 打合せ場所は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 11 条に定める業務計画書及び用地共通仕様書第 42 条に定める作業計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条	1. 測量 成果物を共通仕様書第 18 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R 等）正副 2 部

項 目	内 容																																																																		
	(2) 成果物の出力		1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）																																																																
	(3) 図面書面		2 部（製本 A 1 版、A 2 版各 1 部）																																																																
	2. 用地測量																																																																		
	成果物を用地共通仕様書第 1 7 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。																																																																		
	<table><tr><th colspan="2">成 果 物</th><th>数 量</th><th>装丁等</th></tr><tr><td rowspan="3">(1) 公共用地境界 確定図書等</td><td>電子データ</td><td>正副 2 部</td><td>CD-R 等</td></tr><tr><td>書 面</td><td>1 部</td><td></td></tr><tr><td>原 本</td><td>1 部</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">(2) 土地境界確認 書</td><td>電子データ</td><td>正副 2 部</td><td>CD-R 等</td></tr><tr><td>書 面</td><td>1 部</td><td></td></tr><tr><td>原 本</td><td>1 部</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">(3) 用地実測図</td><td>電子データ</td><td>正副 2 部</td><td>CD-R 等</td></tr><tr><td>製 本</td><td>2 部</td><td>A1 版 1 部 A2 版 1 部</td></tr><tr><td>原 図</td><td>1 部</td><td>図面ファイル</td></tr><tr><td rowspan="3">(4) 用地平面図 ① 区分地上権設 定図 ② 境界点番号図</td><td>電子データ</td><td>正副 2 部</td><td>CD-R 等</td></tr><tr><td>製 本</td><td>2 部</td><td>A1 版 1 部 A2 版 1 部</td></tr><tr><td>原 図</td><td>1 部</td><td>図面ファイル</td></tr><tr><td rowspan="3">(5) 区分地上権設 定範囲図</td><td>電子データ</td><td>正副 2 部</td><td>CD-R 等</td></tr><tr><td>製 本</td><td>2 部</td><td>A1 版 1 部 A2 版 1 部</td></tr><tr><td>原 図</td><td>1 部</td><td>図面ファイル</td></tr><tr><td rowspan="3">(6) 地積測量図 (案) 等 ① 地積測量図 (案) ②土地所在図 (案)</td><td>電子データ</td><td>正副 2 部</td><td>CD-R 等</td></tr><tr><td>書 面</td><td>1 部</td><td>綴込み</td></tr><tr><td>原 図</td><td>1 部</td><td>個別 1 部</td></tr></table>			成 果 物		数 量	装丁等	(1) 公共用地境界 確定図書等	電子データ	正副 2 部	CD-R 等	書 面	1 部		原 本	1 部		(2) 土地境界確認 書	電子データ	正副 2 部	CD-R 等	書 面	1 部		原 本	1 部		(3) 用地実測図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等	製 本	2 部	A1 版 1 部 A2 版 1 部	原 図	1 部	図面ファイル	(4) 用地平面図 ① 区分地上権設 定図 ② 境界点番号図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等	製 本	2 部	A1 版 1 部 A2 版 1 部	原 図	1 部	図面ファイル	(5) 区分地上権設 定範囲図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等	製 本	2 部	A1 版 1 部 A2 版 1 部	原 図	1 部	図面ファイル	(6) 地積測量図 (案) 等 ① 地積測量図 (案) ②土地所在図 (案)	電子データ	正副 2 部	CD-R 等	書 面	1 部	綴込み	原 図	1 部	個別 1 部
	成 果 物		数 量	装丁等																																																															
	(1) 公共用地境界 確定図書等	電子データ	正副 2 部	CD-R 等																																																															
		書 面	1 部																																																																
		原 本	1 部																																																																
	(2) 土地境界確認 書	電子データ	正副 2 部	CD-R 等																																																															
		書 面	1 部																																																																
		原 本	1 部																																																																
	(3) 用地実測図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等																																																															
		製 本	2 部	A1 版 1 部 A2 版 1 部																																																															
		原 図	1 部	図面ファイル																																																															
(4) 用地平面図 ① 区分地上権設 定図 ② 境界点番号図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等																																																																
	製 本	2 部	A1 版 1 部 A2 版 1 部																																																																
	原 図	1 部	図面ファイル																																																																
(5) 区分地上権設 定範囲図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等																																																																
	製 本	2 部	A1 版 1 部 A2 版 1 部																																																																
	原 図	1 部	図面ファイル																																																																
(6) 地積測量図 (案) 等 ① 地積測量図 (案) ②土地所在図 (案)	電子データ	正副 2 部	CD-R 等																																																																
	書 面	1 部	綴込み																																																																
	原 図	1 部	個別 1 部																																																																

項 目	内 容			
	成 果 物		数 量	装丁等
	(7) 不動産調査報告書 (案)	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
		書 面	2 部	綴込み 1 部 個別 1 部
(成果物の提出先)				
第 5-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1 - 6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所			
第 6 章 契約変更				
(契約変更)				
第 6-1 条	業務請負契約書第 1 7 条から第 2 0 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 2-2 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (8) 現地踏査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (9) その他重要な変更が生じた場合。			
(業務スライドの試行)				
第 6-2 条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知) に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費 (業務費から当該請求時の履行済部			

項 目	内 容
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条	分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添図面 1



別添図面 2

